

こどもの未来応援対策特別委員会 資料

令和4年6月24日（金）

福祉保健部

目次

	（頁数）
1 本県の児童虐待の現状及び社会的養護の取組について	1
2 社会的養護経験者の自立支援について	6
3 その他子どもを守り、育てるための取組について	7

本県のこども政策について

福祉保健課
健康増進課
こども家庭課

1 本県の児童虐待の現状及び社会的養護の取組について

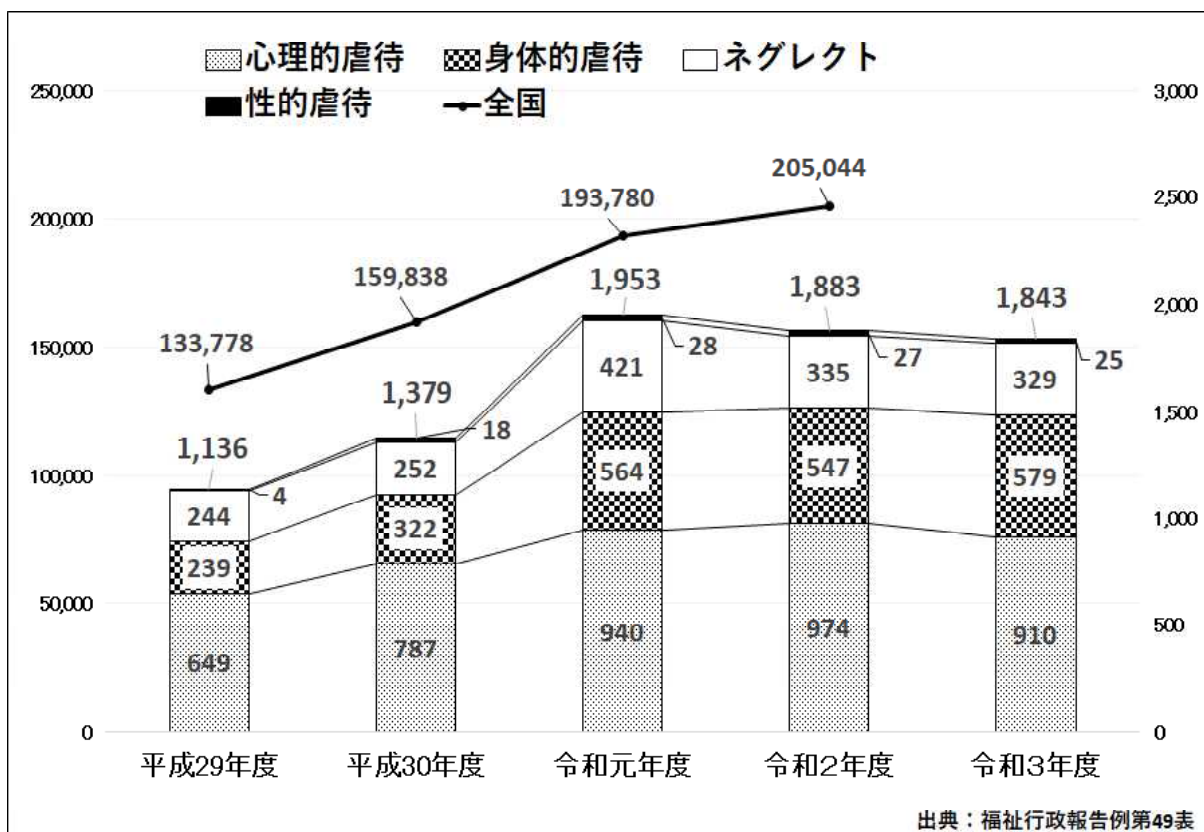
(1) 児童相談所における児童虐待相談対応状況

① 児童虐待相談対応件数の推移（過去5年間）

本県における児童相談所の児童虐待相談対応件数は年々増加し、令和3年度は1,843件と高止まり傾向となっている。全国においても、増加が続いており、令和2年度には約20万件に到達した（令和3年度は未公表）。

また、令和3年度における虐待種別による内訳は、「心理的虐待」が910件（49.4%）と最も多く、次いで「身体的虐待」が579件（31.4%）、「ネグレクト」が329件（17.9%）、「性的虐待」が25件（1.4%）となっている。（図表1）

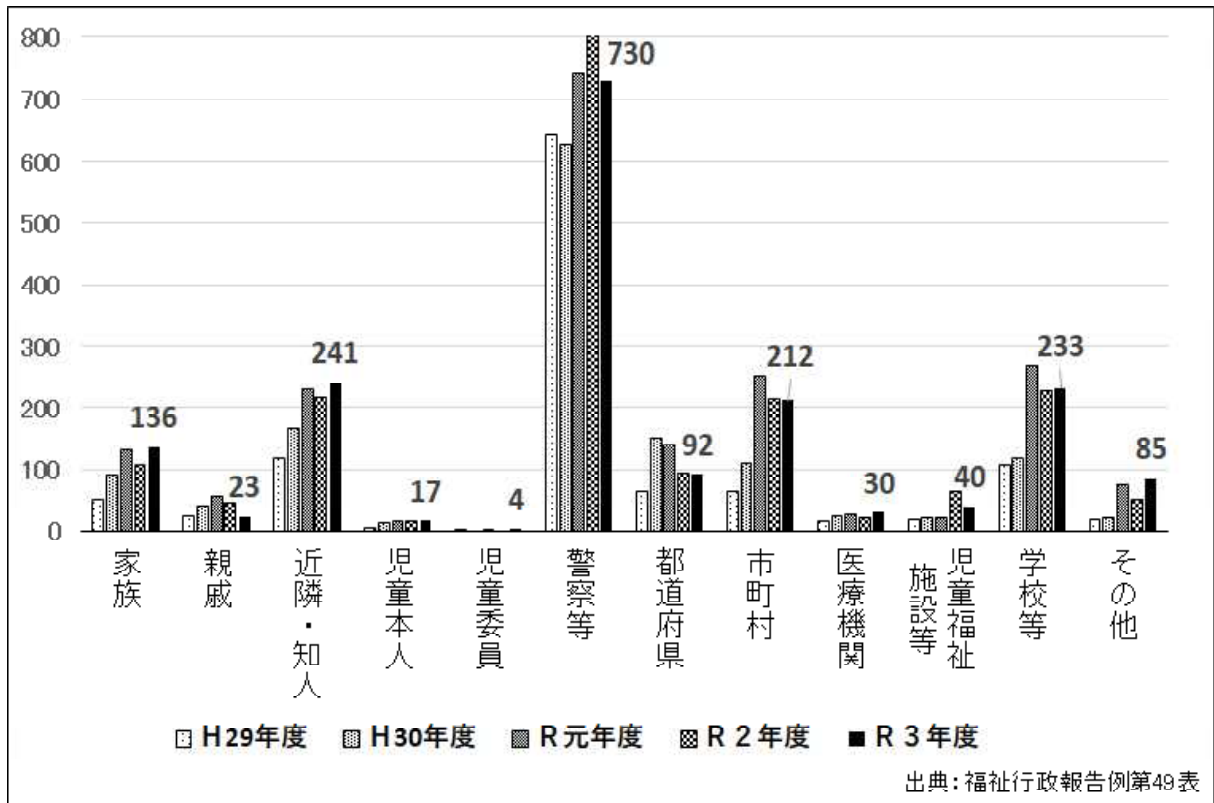
【図表1】本県と全国の児童虐待相談対応件数



② 虐待の経路別相談件数の推移（過去5年間）

経路別に見ると、「警察等」による通告が全体の730件（39.6%）と最も多く、次いで「近隣知人」が241件（13.1%）、「学校等」が233件（12.6%）となっている。（図表2）

【図表 2】虐待の経路別相談件数の推移（過去 5 年間）

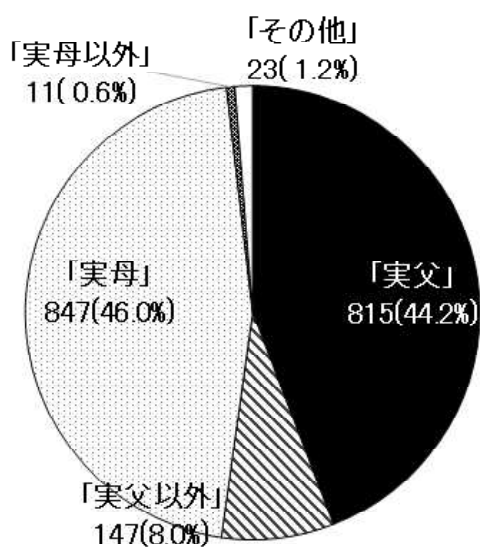


③ 主たる虐待者及び被虐待児の年齢構成（令和3年度）

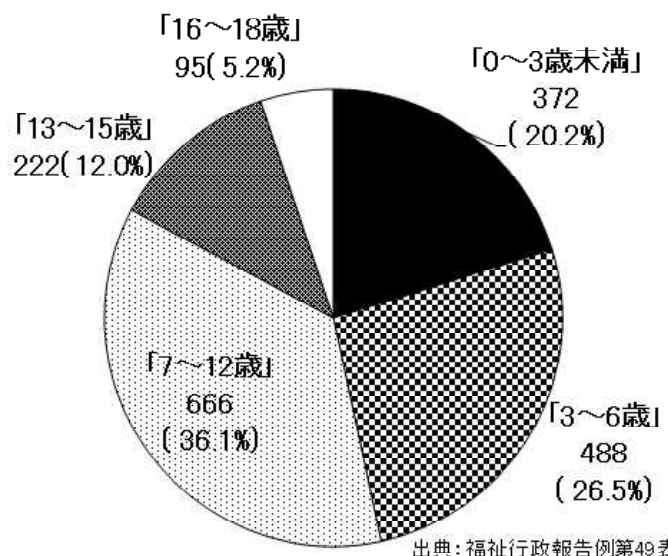
主たる虐待者は、令和3年度において、実母が847件（46.0%）、実父が815件（44.2%）であり、全体の約90%を実父母が占めている。

また、虐待を受けた児童の年齢構成は、0歳から3歳未満と3歳から6歳までを合わせた「未就学児」が860件（46.7%）と多くを占めている。（図表3、4）

【図表 3】主たる虐待者（令和3年度）



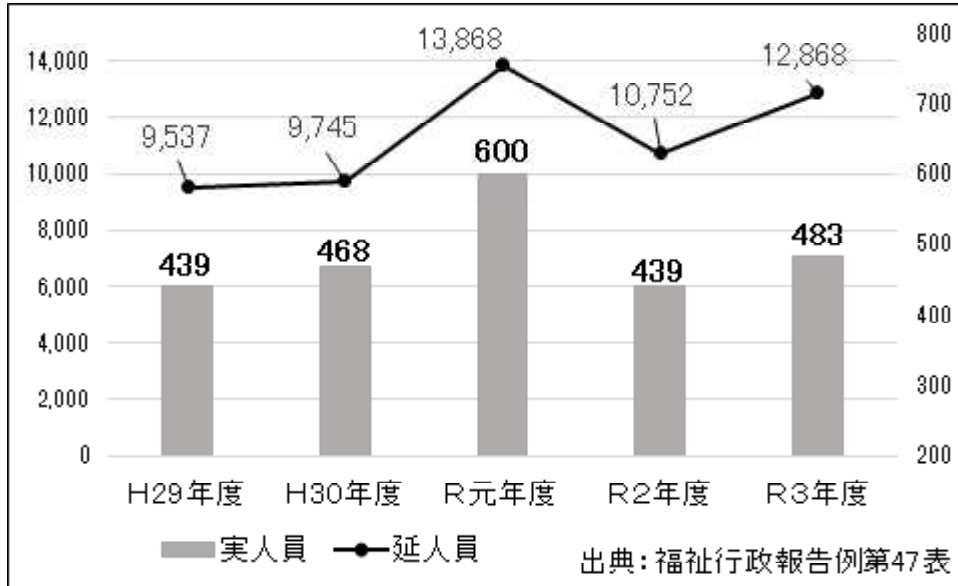
【図表 4】被虐待児の年齢構成（令和3年度）



④ 一時保護の状況（過去5年間）

児童虐待の通告があった場合等に、児童の安全確保のために行う一時保護は、令和3年度は44人増加し、相談対応件数と同様、高止まり傾向にある。（図表5）

【図表5】一時保護の推移（過去5年間）



（参考）児童福祉法改正の内容

◎ 一時保護開始時の判断に関する司法審査の導入

一時保護の適正性や手続の透明性の確保のため、児童相談所が一時保護を開始する際に、親権者等が同意した場合等を除き、事前又は保護開始から7日以内に裁判官に一時保護状を請求する等の手続を設ける。

※ 施行は、公布後3年以内で政令で定める日（公布日：令和4年6月15日）

(2) 社会的養護の取組

養育において保護や支援を必要とする子どもたちの最善の利益を実現するため、個々の状況に応じて児童養護施設や地域小規模児童養護施設等への入所、里親への委託を選択できる養育環境の整備を図る。

① 県内の児童養護施設等の状況

児童養護施設や地域小規模児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設、自立援助ホームが県内に合計25カ所あり、総定員数は529人となっている。

【図表6】県内の児童養護施設等の設置状況

施設	児童養護施設	乳児院	児童心理治療施設	児童自立支援施設	自立援助ホーム
対象児童	保護者のいない児童、虐待されている児童その他環境上養護を必要とする児童(特に必要な場合は、乳児を含む)	乳児 (特に必要な場合は、幼児を含む)	家庭環境、学校における交友関係その他の環境上の理由により社会生活への適応が困難となった児童	不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境上の理由により生活指導等を要する児童	義務教育を終了した児童であって、児童養護施設等を退所した児童等
施設数	17か所 (うち地域小規模児童養護施設:7か所)	2か所	1か所	1か所	4か所
定員	420人 (41人)	35人	35人	15人	24人

(令和4年4月1日時点)

② 地域小規模児童養護施設の設置推進

入所児童ができる限り良好な家庭的環境で養育されるよう、施設の小規模かつ地域分散化に向けた整備を進めている。

<地域小規模児童養護施設整備補助事業> (R4新規)

地域小規模児童養護施設(定員4人から6人)の整備を行う社会福祉法人に対して施設整備の補助を行う。

③ 里親委託の推進

児童福祉法に規定された「家庭養育優先原則」に基づき、施設に比べ、より家庭的な環境の下で養育を行うことが望ましい場合には、里親委託等を積極的に進められる体制づくりを推進する。

ア. 里親委託の状況

令和4年3月末時点の登録里親数は、138世帯と前年度に比べて3世帯増と年々増加している。そのうち31世帯の里親に34名の児童を委託している。

令和3年度の里親等委託率は10.7%と、前年度と同程度となっている。

$$\text{※里親等委託率} = \frac{\text{里親+ファミリーホーム}}{\text{養護+乳児+里親+ファミリーホーム}}$$

※ファミリーホーム：里親経験など一定の要件を満たす養育者の住居で5～6人の児童の養育を行う制度（県内2カ所）

【図表7】本県の登録里親数及び委託児童数の推移

	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
登録里親数	121世帯	128世帯	131世帯	135世帯	138世帯
委託児童数	56人	51人	45人	36人	34人
割合	46.3%	39.8%	34.4%	26.7%	24.6%

（出典：福祉行政報告例第56表・第57表）

【図表8】里親等委託率の推移

（単位：人）

	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
・里親委託児童数 ①	56	51	45	36	34
・ファミリーホーム入所児童数 ②	2	6	10	10	12
・乳児院入所児童数 ③	24	26	29	28	26
・児童養護施設入所児童数 ④	337	342	361	359	359
小計 ⑤ (①+②+③+④)	419	425	445	433	431
里親等委託率 (①+②/⑤)	13.8%	13.4%	12.4%	10.6%	10.7%
全国の状況 (参考)	19.7%	20.5%	21.5%	22.8%	—

（出典：福祉行政報告例第50表・57表。各年度3月31日現在）

イ. 里親委託の推進に向けた取組

平成28年度に設置した「里親普及促進センターみやぎ」を中心に、児童相談所や児童養護施設等と連携して、里親制度の普及啓発や相談支援、里親のスキルアップ研修などを行い、安心して里親に委託できる環境づくりを推進している。

<里親が育て、社会が支える!里親委託総合推進事業>

- ・ 里親制度の普及促進
講演会や地区別説明会、出前講座、登録前研修会等の開催による普及啓発
- ・ 里親の資質向上支援
子どもの権利擁護や養育技術に関する講座及び実習（里親トレーニング）
- ・ マッチング促進、里親支援
マッチングに必要な情報交換、子育て相談、里親家庭訪問

2 社会的養護経験者の自立支援について

児童養護施設や里親等の下で育った子どもたち（社会的養護経験者）が、施設を退所した後も安定した生活を送れるようにするため、施設入所中に日常生活の訓練や進学・就職支援を行うほか、身元保証や資金貸付等の経済的支援、退所後も気軽に相談できる体制づくりなど、社会的自立に向けた継続的な支援を行っている。

① 退所児童等アフターケアセンター設置運営事業

児童養護施設等への入所や里親等への委託を受けていた者で就職や進学等により退所を控えた児童に対して、退所前や退所後を通して、個々の状況に応じ、必要な支援を実施する。

② 児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業

児童養護施設等を退所し、就職や進学した児童の安定した生活の確保を図るため、家賃や生活費の貸付を行うとともに、入所中の児童等が就職に必要な資格を取得するために必要となる費用の貸付を行う。貸付後5年間就業を継続した場合、返還が免除される。

③ 身元保証人確保対策事業

児童養護施設等に入所中または退所した児童等が、就職や入院、アパート等を賃借する際に施設長等が身元保証人等となった場合の損害保険契約に係る保険料を補助する。

④ 大学・民間企業との協働・連携による自立支援

平成28年12月に、県、宮崎大学、宮崎日日新聞社、県児童福祉施設協議会、NPO法人Swing-Byを構成機関とする「宮崎県の子どもの貧困に関する連携推進協議会」を設置し、協議会への寄附金を財源とした「みやざき子ども未来奨学金」により、児童養護施設等入所児童等の大学等進学に際し、奨学金を給付する。

-- (参考) 児童福祉法改正の内容 -----

◎ 社会的養護経験者に対する自立支援の強化

児童養護施設等に入所している児童、児童自立生活援助事業により自立援助ホームに入所している児童等について、18、20、22歳という年齢で迎える支援の区切りに対して、年齢で一律に支援の提供を終了するのではなく、児童の意向、関係機関との調整も踏まえた上で、児童自立生活援助事業として、必要と判断する時点まで施設への入所、自立支援を提供できることとする。

※ 施行日：令和6年4月1日

3 その他子どもを守り、育てるための取組について

(1) 妊娠期から子育て期への支援

安心・安全で健やかな妊娠・出産、産後を支援するとともに、児童虐待の発生予防と早期発見・早期対応のため、市町村を中心に地域の関係機関が連携し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する。

<地域子ども・子育て支援事業（事業実施主体：市町村）>

① 妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測や保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する。

② 妊婦訪問支援事業（R4新規）

継続的に妊婦の状況を把握することにより虐待リスク等の高い妊婦を早期に発見し、適切な支援につなげることを目的として、育児が困難になることが予測される妊婦や妊婦健診未受診の妊婦に対する訪問支援を実施する。

③ 乳児家庭全戸訪問事業

生後4ヶ月までの乳児がいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握、育児に関する不安や悩みの相談等の援助を行い、乳児家庭の孤立化防止や養育上の諸問題への支援を図る。

④ 養育支援訪問事業

上記事業などで確認後、養育支援が特に必要な家庭を訪問し、養育に関する相談、指導、助言等により養育能力を向上させるための支援を図る。

⑤ 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）の調整機関及び構成員の専門性強化のための取組や、構成員の連携強化、訪問事業との連携等を行うための取組に対して支援を行う。

⑥ 子育て短期支援事業

保護者の疾病その他の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合等に、当該児童を児童養護施設等で一定期間、養育・保護する。

(2) 子どもの貧困対策

① 子どもの貧困対策人材育成研修

子どもの貧困対策に取り組む福祉関係者や教育関係者、団体職員等を対象とした研修会の実施により、多面的な支援体制の構築及び支援者間のネットワークづくりの推進を図る。

② 生活困窮世帯の子どもの学習・生活支援事業

生活保護世帯、就学援助受給世帯、児童扶養手当受給世帯等の中学生から高校生（高校中退者を含む。）までの子どもを対象に、学習教室の開催や個別訪問、オンラインによる学習支援、生活習慣の形成改善を実施し、子どもの学力向上や高校進学、健全育成及び家庭の生活改善を図る。

③ 進学・就職支援制度紹介冊子「桜さく成長応援ガイド」の作成・配布

進学支援・就職支援として、進学費用・奨学金・授業料等減免制度や就職に必要な経費等に関する給付・貸付を紹介するほか、相談窓口・子ども食堂等を掲載した冊子を作成している。

また、県内全ての中学生及び高校生（特別支援学校・通信含む）や市町村、教育委員会等の行政機関、子ども食堂、NPO法人等関連民間団体等に配布している。

(3) ひとり親家庭支援

ひとり親家庭の子育てに直結する家計を経済的に支援することを目的として、主に以下の取組を実施している。

① 児童扶養手当

ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与するため支給する手当（所得制限あり）。県は17町村在住者の手当を支給している。児童1人の場合の月額支給額は、最大で43,070円で、児童2人目については10,170円、3人目以降は6,100円が加算される。

② 母子父子寡婦福祉資金貸付事業

ひとり親家庭等を対象として、経済的自立の助成と生活意欲の助長を図ることを目的として、低利子又は無利子で資金を融資する制度。「修学資金」や「就学支度資金」など12種類の資金があり、利用者のニーズに応じて貸付を行っている。

③ ひとり親家庭医療費助成事業

児童扶養手当受給者程度の所得のひとり親家庭に対し、医療費の一部を助成することにより、ひとり親家庭の経済的負担を軽減し、生活の安定と福祉の向上を図るもの。実施主体は市町村で県は1/2を補助している。

